

京都市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例(平成17年9月30日京都市条例第17号)(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の施行により、交通安全対策基本法施行令の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年10月1日から施行することとしました。

京都市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市条例第17号

京都市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

京都市交通安全対策会議条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)